

「部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針（令和8年4月）」（福井県ガイドライン）の概要

| | |
|---------------------------|--|
| <p>基本的方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●中学校等を設置する市町等が改革の責任主体となり、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進める。 ●県は、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行う。 |
| <p>改革期間</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度～令和13年度の6年間（令和8年度～令和10年度を「前期」令和11年度～令和13年度を「後期」） |
| <p>取組方針</p> | <p>休日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ活動等、生徒が多様な場で活動できるようにするため、原則学校部活動を行わない。 ●大会等への参加が地域クラブ活動では困難な場合、市町の判断により、例外として休日の学校部活動が可能。 |
| | <p>平日</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として、生徒の学びの場を保障する観点から引き続き部活動を実施。 ●平日の実施体制が整っている地域クラブ活動においては、平日にも継続的に活動の場を拡充。 |
| <p>地域クラブ活動のあり方および認定制度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出。 ●地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施。 ●競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件および認定手続等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築。 <p>【呼称】認定地域クラブ活動 【想定される効果】 情報提供・公的支援（財政支援・公的施設の優先利用等）など</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）／休養日（週2日以上）／低廉な参加費／指導体制（不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）／安全確保／学校との連携</p> |
| <p>地域展開の円滑な推進に当たっての対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●県および市町は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知。 ●地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図る。 <p>【課題】 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保 ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全・安心の確保 ⑥障がいのある生徒の活動機会の確保 ※各項目の取組内容等を整理</p> |
| <p>学校部活動のあり方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●適切な運営のための体制整備 方針策定、運営体制の構築（部活動数の適正化、部活動指導員の配置、部活動の時間や共同管理等の業務改善）等 ●適切な指導および安全・安心の確保（ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応 等） ●適切な活動時間・休養日の設定 【休養日】週2日以上【活動時間】平日1日2h程度、週11時間程度以内 |
| <p>大会・コンクールのあり方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の参加機会の確保●大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備●生徒の大会等の安全確保（熱中症対策等）など |